

押延区自治会集会所管理運営規則

この規則は押延区自治会集会所の管理運営に関し必要な事項を定め、細部事項については「細則」に定める。

（目的）

第 1 条 集会所の活用により自治会員住民相互の交流と親睦を深めると共に、地域住民としての自治意識を高め、良好な地域社会の維持・向上に努める。

（集会所管理者の選任）

第 2 条 自治会規約第 12 条により選任する。（役員等選考委員会で選出し総会で承認）

（運営委員会）

第 3 条 第 1 条の目的達成のため運営委員会を設けることが出来る。運営委員は自治会長、副自治会長、集会所管理者、世話人、班長代表者で構成する。

2) 運営委員会は審議事項が生じた場合、自治会長が招集し議長を努める。

（使用の手続・許可）

第 4 条 集会所使用を希望する者は、集会所管理者に使用申請書を提出し、許可を受けなければならない。その他、細部事項については「細則」に定める。

（使用不許可について）

第 5 条 集会所管理者は次の各号のいずれかに該当する場合は、自治会長の承認を得て、集会所の使用を拒否、又は使用の許可を取り消すことが出来る。

- 1) 公の秩序、風俗を乱すおそれがあるとき。（暴力的団体等の会合は認めない）
- 2) 建物又は設備・備品を破損、若しくは滅失するおそれがあるとき。
- 3) その他、集会所の管理運営上支障があると認められるとき。

（運営経費）

第 6 条 集会所の運営経費は、村補助金、自治会助成金、集会所使用料、その他の収入等をもって充てる。

（集会所使用料）

第 7 条 集会所使用料について

押延区自治会員の使用料は原則無料とする。但し、押延区自治会会員が使用人員の過半数に満たない場合は有料とする。その他、細部事項については「細則」に定める。

（会計）

第 8 条 集会所管理者は会計簿を備付け、収支決算報告書を作成の上、監事の監査を受け総会の承認を受けなければならない。

付則

1. 平成 13 年 4 月 1 日 東海村制度改正により改定し同年 8 月 23 日押延区前期総会にて承認。
2. 平成 19 年 6 月 1 日 自治会制度に変更による役員呼称変更改定。
3. 平成 22 年 3 月 14 日 自治会集会所改築完成により運営委員会にて押延区集会所規則を 1 部改定（使用料明示）と細則追加する。
4. 平成 22 年 4 月 11 日 押延区自治会総会にて承認、同日より施行する。
5. 令和 7 年 5 月 11 日 使用手続きと鍵の保管方法の変更による細則改定。

集会所運営管理細則

本細則は「押延区自治会集会所運営規則」の細部事項について定める。

1. 利用日と時間帯
集会所の利用日は年 365 日とし、利用時間は原則 9 時～21 時とする。但し、利用者の利便性に配慮した使用を認める。尚、集会所管理者が旅行等で一時的に不在の場合は正副自治会長が管理業務を代行する。
2. 使用者と使用料について
 - ① 使用料無料の場合
ア、使用者の過半数が押延区自治会員であると認められるとき。
イ、災害時や村主催など広域的行事で、自治会長が認めたとき。
ウ、集会所運営委員会が認めた団体。
 - ② 使用料徴収の場合と料金について
上記①以外の使用については、使用料を徴収の上使用を認める。

使用料金表

部屋	和室 8 畳		洋間 3 4 畳	
月	4～5、10～11	6～9、12～3	4～5、10～11	6～9、12～3
村内者の場合 1.0HR 料金	100 円	200 円	250 円	450 円
村外者の場合 1.0HR 料金	200 円	300 円	500 円	700 円

※1.0HR 以内の使用料金は 1.0HR として算出する。尚、営利が明確な場合は上記料金の 10 倍とする。

4. 集会所管理者の役割
ア、使用申請者の予約申し込みを受付、使用許可・調整をする。
イ、使用申請書を受付、チェックリストを発行し、使用者に鍵を預ける。
使用後はチェックリストと鍵の返却を受ける。
尚、自治会ホームページの集会所利用支援機能を用いて上記手続きを行うことができる。
ウ、使用料徴収ある場合、使用料を受取り、領収書を発行する。また、帳簿に記載して保管する。
エ、使用者の使用状況をチェックし不具合なきことを確認する。又、著しい汚損があるときは、現状に回復する費用の負担を使用者に求める。
オ、施設の点検を行い支障なきことを確認する。異常ある場合は速やかに対処する。
カ、テント・テーブル・椅子等は自治会会員に無料で貸出し、返却を受ける。
6. 使用者の義務
ア、使用後の清掃、戸締、ごみの持ち帰り、消灯、火気の点検を実施すること。
イ、集会所建物内は禁煙とし、喫煙は集会所屋外の所定の場所とする。また、所定の吸殻入れを使用すること。使用後の吸殻入は清掃し、吸殻は持ち帰ること。
7. 鍵の保管
集会所玄関の鍵は集会所管理者が 1 個、自治会長が 1 個、副自治会長が 1 個、集会所玄関のキーボックスに 1 個保管とする。

付則

1. 平成 22 年 3 月 14 日運営委員会にて押延区集会所規則 1 部改定に伴い本付則を制定。
2. 平成 22 年 4 月 11 日押延区自治会総会にて承認、同日より施行する。
3. 令和 7 年 5 月 11 日使用手続きと鍵の保管方法の変更による細則改定。